

(法人提出用)

# 監 査 報 告 書

平成27年5月15日

社会福祉法人

理事長 久保厚子 様

監 事

西 島 悟 司



監 事

沙 加 戸 明



社会福祉法第40条及び社会福祉法人~~しんがけ~~会、定款第13条に基づき、平成26年度の監査結果について、下記のとおり報告します。  
なお、指摘事項については、早急に( 月 日までに)改善してください。

## 記

- 1 実施日時 平成27年5月15日 8時30分～12時30分
- 2 実施場所 名称( ステップ広場カール )  
所在地( 大津市石山千町270-3 )
- 3 立会人等 役職名( 施設長 )氏名( 木村和弘 )  
事務局長 福井 聡

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況	適正である		
そ の 他			
監 査 項 目 の 内 容	別 紙 の と お り		

[記載上の注意事項]

※ 意見欄は、「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。

(別紙)

監 事 監 査 項 目

監査結果 A…適正  
B…要改善  
C…要即改善  
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監 査 結 果			内 容	確 認 事 項 等
		A	B	C		
I 組織運営 1 定款・登記	① 定款準則に準拠していること。 ② 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。 ③ 登記事項が適正に登記されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の定款準則(付24.3.30)に準拠しているか。</li> <li>理事会の決議、評議員会の評決を得ているか</li> <li>所轄庁の認可を得ているか。(又は、届出をしているか。)</li> <li>登記項目は次のとおり(ア～エは変更が生じた時点から2週間以内、オは5月末日まで)               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法人名</li> <li>イ 事務所所在地</li> <li>ウ 目的及び業務</li> <li>エ 代表者(代表権の制限を伴う場合、その内容)</li> <li>オ 総資産額</li> </ul> </li> </ul>
2 役員 (1)定数・現員 (2)選任・任期	① 欠員が生じていないこと。 ① 役員の選任(再任)手続きが定款の定めに従い、遅滞なく行われていること。 ② 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 ③ 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充されていること。</li> <li>選任関係書類として、改選毎に整備すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 理事会議事録(評議員会議事録)</li> <li>イ 就任承諾書(任期開始までに)</li> <li>ウ 履歴書(選任日までに)</li> <li>エ 委嘱状(任期開始日までに)</li> </ul> </li> </ul>
(3)適格性	① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格事由とは、次のとおりである。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成年被後見人または被保佐人</li> <li>イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、障害者自立支援法または社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> </ul> </li> </ul>

項 目	監 査 事 項	監 査 結 果			内 容	確 認 事 項 等								
		A	B	C										
3 理事 (1)定数 (2)適格性	② 関係行政庁の職員が役員となっていることは、適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1までは差し支えないこと。 ③ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されることは、適当でないこと。 ④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。 ⑤ 役員の報酬は、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給していること。 ① 定数は、6名以上であること。 ① 各理事について、親族等の特殊の関係にある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>エ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</li> </ul>								
		○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>親族等の特殊の関係にある者とは次のとおりである。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該役員と民法に定める親族関係にある者(6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族)</li> <li>イ 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</li> <li>ウ 当該役員の使用人および当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者</li> <li>エ イまたはウの親族で、これらの者と生計を一にしている者</li> <li>オ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人および当該会社の経営に従事する他の者ならびに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者</li> <li>カ アからエの者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人</li> </ul> </li> <li>親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。               <table border="1"> <tr> <td>(理事定数)</td> <td>(親族等的人数)</td> </tr> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名～</td> <td>3名</td> </tr> </table> </li> </ul>	(理事定数)	(親族等的人数)	6～9名	1名	10～12名	2名	13名～	3名
(理事定数)	(親族等的人数)													
6～9名	1名													
10～12名	2名													
13名～	3名													

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(3)代表者	② 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 社会福祉に関する教育を行う者</li> <li>イ 社会福祉に関する研究を行う者</li> <li>ウ 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</li> <li>エ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</li> </ul> </li> <li>次のような者は、地域の福祉関係者である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員</li> <li>イ 民生委員・児童委員</li> <li>ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</li> <li>エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</li> <li>オ 自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</li> </ul> </li> </ul>	
	③ 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を営むする団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	○				
	④ 法人が経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。 ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。	○				
	① 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従つて法人運営、事業経営を行うこと。 なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令に基づき、その内容を登記すること。	○				
	② (代表権を有する理事が複数いる場合、)親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事となることは、適当でないこと。	○				
	③ 理事長の職務代理者が指名されていること。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
4 監事・監査	① 監事は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>監事については、理事要件の「地域の福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会および商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。</li> <li>監査は決算理事会の前日までに行うこと。</li> </ul>	
	② 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、1名は社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が加わっていること。	○				
	③ 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○				
	④ 監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。	○				
	⑤ 理事の事業執行の状況、財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。	○				
	⑥ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会および所轄庁に報告後、法人において保存されていること。	○				
5 理事会 (1)審議状況	① 開催手続きが定款の定めに従つて行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>決算理事会は5月末までに、予算理事会は3月末までに開催すること。</li> <li>理事会は理事総数の3分の2以上の出席により成立していること。</li> </ul>	
	② 議決が定款の定めに従つて、有効に成立していること。	○				
	③ 理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(2)記録	④ 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会の要議決事項は次のとおり。</li> <li>ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告</li> <li>イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄</li> <li>ウ 定款の変更</li> <li>エ 合併</li> <li>オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定</li> <li>カ 社会福祉事業にかかる評認可、寄附金の募集その他所轄庁等の許認可を受ける事項</li> <li>キ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定および変更</li> <li>ク 施設長の任免その他重要な人事</li> <li>ケ 余剰の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）</li> <li>コ 役員報酬に関する事項</li> <li>サ その他、法人の業務に関する重要事項（なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すること。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会の議決は、次の表決をもって有効に成立する。</li> <li>ア 理事総数(現員)の3分の2以上</li> <li>1) 定款変更</li> <li>2) 公益・収益事業運営</li> <li>3) 基本財産の処分</li> <li>4) 担保提供</li> <li>5) 合併</li> <li>6) 残余財産の処分</li> <li>7) 役員を選任</li> <li>8) 予算</li> <li>9) 新たな義務の負担または権利の放棄</li> <li>イ 理事総数(現員)の過半数</li> <li>ア以外のもの</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事録記載事項は次のとおり。</li> <li>ア 開催年月日</li> <li>イ 開催場所</li> <li>ウ 出席者氏名(定数)</li> <li>エ 議案</li> <li>オ 議案に関する発言内容</li> <li>カ 議案に関する表決結果</li> <li>キ 議事録署名人(議長および理事会において選出された理事2名)の署名または記名押印、その年月日</li> </ul>
	① 議事録は、正確に記録され、保存されていること。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
6 評議員・評議員会	<p>① 評議員会は、原則として諮問機関とし、次に掲げる事業のみを行う法人以外はこれを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業</li> <li>・ 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）</li> <li>・ 介護保険事業</li> </ul> <p>② 評議員の定数および現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。</p> <p>③ 各評議員について、親族等の特殊の関係にある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>④ 法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>⑤ 地域の代表が参加していること。 社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア団体の代表者が参加していること。</p> <p>⑥ 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従って行われていること。</p> <p>⑦ 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。</p> <p>⑧ 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。</p>	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の要審議事項は次のとおり。</li> <li>ア 予算、決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告</li> <li>イ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄</li> <li>ウ 定款の変更</li> <li>エ 合併</li> <li>オ 解散および解散した場合の残余財産の帰属者の選定</li> <li>カ その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</li> </ul>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
II 事業 1 事業一般	⑨ 議事録は正確に記録され、保存されていること。	○			議事録記載事項は次のとおり。 ア 開催年月日 イ 開催場所 ウ 出席者氏名(定数) エ 審議事項 オ 審議事項に関する発言内容 カ 審議事項に関する表決結果 キ 議事録署名人(議長および評議員会において選出された評議員2名)の署名または記名押印、その年月日	
	① 定款に記載されている事業が行われていること。	○				
	② 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)	○				
	③ 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
2 社会福祉事業 (1)運営状況	① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。	○				
	② 関係法令通知による設置および運営の基準に則して、適正に経営されていること。	○				
	③ 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(関係法令通知により認められた事業を除く。)または収益事業の支出に充てていないこと。	○				
	④ 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○				
(2)事務手続	① 事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。	○				
3 公益事業 (1)必要性	① 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。	○				
	② 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。	○				
	③ 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○				
	④ 会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○				
(2)剰余金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
4 収益事業 (1)必要性	① 社会福祉事業または公益事業(社会福祉法施行令第4条各号および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の経営の財源に充てるために行われているものであること。				収益事業無し	
(2)事業内容	① 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 ② 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 ③ 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものおよび投機的なものでないこと。 ④ 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。 ⑤ 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業にかかる借入金、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。					
(3)収益の処分	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。					
III 管理 1 人事管理 (1)任免関係	① 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	○				
(2)職務関係	① 就業規則、給与規程、旅費規程が設けられていること。 ② 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。	○	○			
						・ 規則(規程)と実態が整合しているか。 ・ 給与からの法定外控除についての協定(24条協定)、時間外・休日勤務についての協定(36条協定)等は適正に協定が締結され、必要に応じて労働基準監督署に届出されているか。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
2 資産管理	③ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されること。	○				・ 職員採用時の健康診断が実施され、記録が整備されているか。 ・ 定期健康診断は適正に実施され、記録が整備されているか。 ・ 夜勤を行う職員の健康診断は、6か月に1回実施されているか。
	④ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。	○				
	⑤ 職員の確保および定着化は、図られているか。	○				・ 年度内に正当な理由なく多数の退職者が発生していないか。 ・ 福利厚生は適切か。 ・ 退職手当共済制度に加入するなど、退職手当制度を整備しているか。 ・ 退職手当共済制度への加入、掛け金の支払等の手続きは適正に行われているか。
	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○				
	② 基本財産(社会福祉施設を営む法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。 ③ 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあっても、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。	○	○	○		・ 次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当でない。 ア 価格変動の激しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債権等) イ 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等) ウ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産) エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資) ・ 運用財産、公益事業財産、収益事業用財産については、通知により運営費等の管理運営方法に制限のある場合を除き、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのものに限る。

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
	<p>④ 株式の保有は原則として右の場合に限られること。</p> <p>⑤ 株式の保有が認められている場合において、全株式の20%以上を保有している場合については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を掲載した書類を提出していること。</p> <p>⑥ 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。</p> <p>⑦ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。 また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</p> <p>⑧ 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与または担保に供していないこと(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く)。</p>				<p>株式の保有は無い</p> <p>ア 基本財産以外の資産の運用管理の場合、ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。 イ 社会福祉法人において、基本財産として寄附された場合、これは設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。 ウ 上記アおよびイの場合は株式の保有が認められるが、その場合でも社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならない。</p> <p>ア 名称 イ 事務所の所在地 ウ 資本金等 エ 事業内容 オ 役員の数および代表者の氏名 カ 従業員の数 キ 法人が保有する株式等の数および全株式等に占める割合 ク 保有する理由 ケ 当該株式等の入手日 コ 法人と当該営利企業との関係(人事、取引等)</p> <p>・ 基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいう。</p> <p>・ 所定の手続きを経ずに、処分、貸与または担保に供している財産がないか、登記簿謄本により確認。</p>	

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
3 会計管理 (1) 予算	<p>⑨ 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。</p> <p>⑩ 不動産を国または地方公共団体から借用している場合は、国または地方公共団体の使用許可等を受けていること。</p> <p>⑪ 不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</p> <p>⑫ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借していないこと。</p> <p>⑬ 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>⑭ 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。</p>				<p>・ 理事長または法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくない。</p>	

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(2)会計処理	① 経理規程を制定していること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>私的な経費への流用が疑われるような支出がないか。(ガソリン代等)</li> <li>私物化されている社会福祉法人の資産がないか。(自動車、パソコン等)</li> </ul>
	② 会計責任者が置かれていること。 なお、会計責任者と出納職員は兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。	○				
	③ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○				
	④ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。	○				
	⑤ 未収金や未払金、立替金、仮払金、仮受金、預り金等の内容について、不明瞭なものがないこと。	○				
	⑥ 法人と関係のない支出がされていないこと。	○				
(3)債権債務の状況	① 借入金は、理事会の議決(および評議員会の意見の聴取)を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。	○				
	② 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。	○				

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
(4)決算および財務諸表	① 決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。	○				
	② 財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。	○				
	③ 財産目録、貸借対照表の預金残高と残高証明書の金額が一致していること。	○				
	④ 貸借対照表と事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額が一致していること。	○				
	⑤ 貸借対照表の流動資産(たな卸資産を除く)から流動負債(引当金を除く)を控除した金額が、資金収支計算書の当期末支払資金残高と一致していること。	○				
	⑥ 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書において、経年間の整合がとれていること。	○				
(5)その他	① 社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。	○				
	② 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。	○				
	③ 公印管理規程、役員報酬規程、費用弁償規程等が整備されていること。	○				



項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
4 施設管理 (1)施設の 運営管理	① 利用定員および居室の定員が遵守されていること。	○				
	② 管理(運営)規程が整備されていること。	○				
	③ 直接処遇職員は、配置基準に基づく必要な職員が確保されていること。	○				
	④ 施設長は適任者が配置されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長の資格要件を満たしているか。</li> <li>施設長は専任者が確保されているか。(他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられていること。)</li> </ul>
	⑤ 施設設備は、適正に整備され、維持管理が適正に行われていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所、破損箇所はないか。</li> <li>維持管理は適切か。</li> </ul>
(2)防災対策	① 非常災害対策は、適正に実施されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理者(有資格者)が適正に定められ、消防署に届出されているか。</li> <li>消防計画が作成され、届出されているか。</li> <li>消防設備について定期的に点検が行われているか。</li> <li>非常時の際の連絡・避難体制および地域との協力体制は、確保されているか。</li> </ul>
	② 避難、消火等の訓練が適正に実施されていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練および消火訓練は、年2回以上実施しているか。</li> <li>児童福祉施設は、毎月実施しているか。</li> <li>入所施設については、うち1回は夜間(限定)訓練を実施しているか。</li> </ul>

項目	監査事項	監査結果			内容	確認事項等
		A	B	C		
5 その他	① 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であること。</li> <li>また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましいこと。</li> </ul>
	② 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。	○				
	③ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。 ・ 苦情受付窓口が設置されていること。 ・ 苦情解決責任者が設置されていること。 ・ 第三者委員が設置されていること。	○				
	④ 個人情報の取扱いは適切に行われていること。	○				